

令和6年度 社会福祉法人神栖市社会福祉協議会 第3回理事会 議事録

招集年月日 令和6年8月23日（金）
開催日時 令和6年9月19日（木） 午前10時30分～午前11時03分まで
開催場所 神栖市役所分庁舎会議室2. 3
出席理事名 石田 進、篠塚洋一、千葉千恵子、野口修一、鈴木伸洋、額賀 優、卯月秀一、
仲内 亮、花田三男、高田和美、須之内正昭、亘 正人、菅谷栄一、日高篤生
欠席理事名 中嶋正子、西川寧人、野村みさ子、大和愛紀
出席監事名 岡野一男、森本政一

理事総数18名中14名の出席により、定款第30条に定める決議要件を充たし、理事会が成立したことを事務局から報告した。令和6年6月24日から新たに役員として選任された理事3名の自己紹介をした。石田進会長挨拶の後、定款第29条に基づき議長選任を行い、全員一致で、石田進会長を議長に選任した。定款第31条第2項に基づき議事録は出席した会長及び監事の記名押印となることを確認した。

議 事

報告第1号 令和6年度上期（4月～7月）事業実施状況及び予算執行状況について 事務局（鴨川和明センター長）

報告第1号については、定款第20号第5項に基づき報告を行うものです。資料2ページ目をお願いします。

令和6年度は第5次地域福祉活動計画の最終年次となります。地域福祉を推進する中核的な専門組織として社会福祉協議会の役割をさらに発揮し、地域住民の皆様の安心した暮らしを応援すべく、事業計画に基づき、事業を5つの柱立てで実施しています。

まず一つ目の柱、I. 総合相談体制の充実強化では、市の高齢者福祉計画に定められた日常生活圏域に合わせて市内を3つの地域に区切り、福祉総合相談を入りに相談内容によって専門相談に応じる重層的な体制で相談援助を進めています。

7月末までに本会に寄せられたすべての相談に対する支援述べ件数は2,765件です。昨年度同時期と比較すると、15%の減少はしていますが、コロナ禍前の令和元年度との比較では、同時期の10%増しの状況となっています。続きまして資料3ページの中段の(2)生活課題解決に対する組織化・事業化では、平成9年の事業開始以来毎月1回開催している地域ネットワーク勉強会では、発達障害や精神疾患、成年後見制度といった福祉課題をテーマに取り上げて、身近に感じられる話を聞き実践につながる勉強会の魅力を、多くの方に共感していただくことができました。資料4ページのII. 必要とされる各領域の権利擁護・生活支援システムづくりでは、行政や民間事業所が取り組みにくい福祉課題解決に向けた事業を展開しています。(2)発達障害児者等支援の充実では、保育士や幼稚園教諭を対象とした発達障害児療育者研修を平成17年に第1期をスタートしてから第10期まで開催し、延べ287名の修了者を輩出することができました。発達障害児の療育者を対象とした研修については、一定の役割を果たせたことから、今年度から研修の対象者を大人の発達障害者に関わる支援者に転換し、全3回の講座を開きました。定員の50名を超える申込みがあり、8月29日に初回、9月6日に2回目を開催しました。そして明日9月20日が最終回となっています。

続きまして資料5ページをお願いします。2. 権利擁護関連活動の充実の(1)福祉後見サポートセンターかみす活動の充実では、成年後見制度の利用支援と後見人の担い手不足の解消を目的に、成年後見

人に社会福祉協議会が法人として支援を行う法人後見事業を実施しています。本会が受任対象としているのは、身寄りがなく後見報酬の支払いが困難な財産の乏しい方です。後見サポートセンターの開設以来、家庭裁判所から11名を受任し、そして現在市の長寿介護課が成年後見制度の利用に向けた市長申立てを進めており、今後、家庭裁判所の審判が下りた後に1名の方を受任する予定となっています。成年後見制度との関連性が高い日常生活自立支援事業の運営については、判断能力の衰えがあるものの契約能力がある方を対象に、日常的な金銭管理や福祉サービスの利用を支援する事業で、認知症高齢者の増加によって相談件数と契約者ととも過去5年連続で約20%の割合で増加をしています。一定の判断能力がある段階で日常生活自立支援事業を契約し、その後判断能力が低下されて必要に応じ成年後見制度に移行するケースも増加しており、両事業の一体実施は市民の皆さまにとって権利擁護支援の充実を図ることにつながっています。次に、資料6ページの3.生活困窮者への支援活動ですが、今回コロナ特例貸付の追加の資料がありますので、最後に説明させていただきます。

続きまして資料7ページをお願いいたします。Ⅲ.市民との協働による地域生活支援のしくみづくりの1.ボランティア・目的別コミュニティづくりの応援では、保健・福祉会館2階にあるボランティアセンターを中心に事業展開をしており、ボランティア相談は徐々にコロナ禍前状況に戻りつつあります。資料8ページの(2)災害ボランティア受け入れ体制の整備では、全国で災害が多発する中、本会では石川県輪島市に開設された災害ボランティアセンターの応援支援に、茨城県社会福祉協議会との協定に基づいて5月に職員を派遣しました。資料9ページをお願いします。3.福祉教育支援活動の充実では、小学校からの出前講座の依頼が多くあり、2学期にも4つの小学校で実施を予定しています。また(2)高校生の進路アシストカレッジの開催では、市内の福祉施設や医療機関の皆様の協力のもと、昨年度に続き現場での実習体験を行うことができました。4.その他の(2)もったいないを橋渡しプロジェクトでは、食品ロス削減の取り組みと福祉活動の推進を目的に企業・団体様からの大口の災害備蓄品を市民の皆様からは家庭用の食品をいただき、福祉施設やボランティア団体、生活困窮世帯に活用させていただく循環が多くの方の協力によって定着しつつある状況となっています。資料10ページのⅣ.事業推進のための組織体制の発展・強化及び資料11ページのⅤ.法人運営については、これまでの各種事業を進めるための取り組みとなりますが、そのためには多くの方からの理解が必要となります。地区加入率の低下に歯止めが利かない状況の中、区長さんをはじめとする地区の皆様や市内企業・事業所、団体の皆様からは従前に近い形で本会の会員加入にご賛同をいただいていることは大変ありがたいことです。今後理解者を増やすための広報活動と合わせて、会員募集のあり方の検討も含め強化を図っていきたく考えています。最後になりますが、別添資料にあります生活福祉資金特例貸付についての説明をさせていただきます。

事務局（橋田勝事務局長）

それでは生活福祉資金(コロナ特例貸付)貸付決定件数の資料をお願いします。中段の色付き部分の27番が神栖市です。資料の左側から緊急小口資金、次が総合支援資金、総合支援資金の延長、総合支援資金の再貸付、総数という順番になります。神栖市は、緊急小口資金が1,773件、総合支援資金が1,701件、総合支援資金の延長が786件、総合支援資金の再貸付が769件、総数は5,029件。緊急小口資金は20万円、総合支援資金は20万円×3ヵ月で60万円、総合支援資金の延長も3ヵ月で60万円、総合支援資金の再貸付が3ヵ月で60万円、全て借り入れた人は200万円まで借りられる状況でした。これが令和2年3月25日から令和5年9月30日までに全国の社会福祉協議会で行われた特例貸付です。これは茨城県内の実績を茨城県社協からいただいたものですが、神栖市社協としてはこの期間の住民ニーズの多くがコロナによる困窮状況に陥った課題であるということをも最優先に考え、とにかくこの貸付が必要な人にきちんと行き届くような体制を取ろうということで、ソーシャルワーカー全員で貸付対応にあたりました。まず、毎月広報紙とホームページで特例貸付の情報を発信し、困った人は相談に来てくださいといったインフォメーションを毎月の社協二

ユースで行いました。県内社協がそれぞれの広報紙で特例貸付の情報を掲載したのは年間平均3回程度といった状況です。ホームページでも毎回最新情報を更新し続けました。貸付の総数は5,029件、相談件数は20,000件を超えます。人口比率で言いますと、本市が県内で最も多い貸付を実施した市町村になります。貸付件数が多ければいいということではありませんが、我々としては本当に必要としている人が必要な資源を使えるような環境を整えて実施した成果であると思っております。また、別冊で皆さんのお手元に第6次地域福祉活動計画の構成・骨子案があると思っておりますが、その14ページに全国社会福祉協議会が全社協ニュースという形でネット配信しているものを掲載しています。その中でコロナ特例貸付を通じた社協実践の枠で神栖市社協が取材を受け、本会の取り組みを全国に発信していただきましたので理事の皆さんにもご理解いただけるよう報告をさせていただきます。

事務局（相良光浩事務局次長）

それでは以上の取り組みを踏まえました7月末時点の収支状況についてご報告をさせていただきます。資料13ページをお願いします。ここには、社会福祉協議会の事業区分、サービス区分ごとの予算に対する7月31日時点の収入の状況及び支出の状況、収入から支出を引いた次月への繰り越しのお金についてまとめさせていただきました。法人全体としては、7月末時点の収入額が170,453,563円、対する支出は79,767,232円、翌月には90,686,331円を繰り越す状況です。特に、社協自主事業と受託事業におきましては、神栖市からの補助金あるいは受託金収入が、既に7月の時点で第二四半期の9月末までの分が既に交付されておりますので、結果として、収入が7月の時点では非常に多い状況となっております。財政面では特に大きな問題はありません。翌月繰越が三角でマイナスになってしまっている部分が受託事業の日常生活自立支援事業ですが、この事業は茨城県社協からの受託事業となっております。受託金の収入時期が年明けの2月頃になる予定になることから、この時点ではマイナスとなっております。また障害者計画相談事業も三角でマイナスとなっておりますが、あくまでもこれは7月末時点の状況ですので、8月以降の収支の中で十分に収入の範囲で支出が立てられる見通しです。以上のことから、現時点で神栖市社協の財政状況としては大きな問題は発生していないことを報告いたします。続いて14ページは勘定科目ごとの予算に対する執行状況をまとめた表となっております。事業活動による収入については、既に予算に対して執行率66%の収入が既に達成されております。対する支出といたしましては、予算に対して34%となっております。7月末はちょうど1年の3分の1になりますので、予算の執行状況としてはちょうど3分の1ぐらい、予定通りの執行状況となっていることをご説明いたしまして、以上をもちまして報告第1号に関する説明といたします。

（石田進議長）

それでは事務局の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入りたいと思います。説明に対しまして、または各事業の内容に関してでも構いませんのでいかがでしょうか。

（須之内正昭理事）

先ほどコロナの特例貸付に関して、相談件数が約5,000件あったということでしたが、その相談件数は資料のどこに反映されていますか。

事務局（橋田勝事務局長）

5,000件というのは、貸付が決定された件数です。相談件数は20,000件を超えます。別冊資料の第6次地域福祉活動計画の構成・骨子案の3ページ目に掲載しています。

表の2番目が生活福祉資金の相談です。令和元年度は275件、令和2年度は11,937件、令和3年度は7,051件、令和4年度は2,248件となっております。

（須之内正昭理事）

こちらの資料ですね。わかりました。

(石田進議長)

本件については報告案件です。他に質疑がないようなので、ここで質疑を終結し、以上をもって報告第1号を報告済みとします。

議案第1号 補欠評議員候補者の推薦(案)について 事務局(相良光浩事務局次長)

会議資料15ページをお願いいたします。提案理由としては、評議員に就任いただいている31名のうち、選出母体の役職交替等により退任される評議員の後任者について候補者を推薦するものです。続いて資料16ページが現在の評議員名簿となっています。この名簿の17番目、市の民児協から推薦いただいている安藤渉評議員におかれましては、5月末で民生委員を退任していますので後任の方を同じく神栖市民生委員児童委員協議会に推薦をお願いいたしました。その結果、同じく波崎二中地区の民生委員の大槻豊さん、選任案としては資料17ページとなりますが、大槻豊さんを新しい評議員として評議員選任委員会へ諮ることについて理事会の決議をいただくものです。併せて、評議員選任委員会については、今回1名の選任ということになりますので、書面によって全部の委員さんから意見を求める形で最終的な選任の決定としていきたいと考えております。以上、評議員選任委員会の開催方法と併せまして、慎重な審議をお願いいたします。以上で事務局からの説明を終わります。

(石田進議長)

それでは事務局からの説明が終了いたしましたので質疑に入りたいと思います。何か質問等がありましたらお願いします。

(須之内正昭理事)

この方は学校の先生をやってらっしゃって適任であると思います。

(石田進議長)

最後は、神栖四中の校長先生でした。それではよろしいでしょうか。質疑はないようですので、お諮りします。議案第1号は原案の通り決議することにご異議ございませんか。

他に質疑はなく、議案第1号は議長を除く賛成13名、反対0名で原案の通り議決した。

議案第2号 非常勤職員就業規則の一部改正(案)について 事務局(相良光浩事務局次長)

資料18ページをお願いいたします。社会福祉協議会の非常勤職員については、1時間いくらということで、いわゆるパート労働者として働いていただいている方の就業規則の改正となります。非常勤職員の賃金1時間あたりの単価については、神栖市の時間額で基本報酬を定める会計年度任用職員の基本報酬の額に準じて規定していますが、この度市の臨時職員の賃金が改定になったこと、また茨城県においては10月1日から最低賃金が1,005円に引き上げられることを踏まえて、今回の非常勤職員の賃金単価を上げることと、上げ方については、神栖市の時間給で働いていただいている方の賃金に揃える形で改正を図るものです。具体的な改正内容としては、まず24条で非常勤職員の賃金について、これまで事業補助相談員としては1,000円、さらに勤続20年以上については1,200円としていました。また、事務要員

は880円、研修会に参加した時は700円ということで設定をしていましたが、その中で最低賃金を下回っている部分について改正を図っていきます。研修会の参加時については、これは社会福祉協議会が在宅福祉サービスを提供していた頃のヘルパーの研修やデイサービス職員の研修時に用いていた単価でしたので、現在その事業は行っていませんので、こちらの単価の項目自体をまず削除します。事務要員については880円から1,050円、この1,050円は神栖市の時間給の方の一番低い金額に合わせた賃金となります。事業補助・相談員については1,000円から1,110円、こちらの単価設定については、同じく市の時間給の方の資格を伴わない事務職員の方の一番高い金額に設定されている金額に準じて1,110円としました。さらに勤続20年以上の方についてはプラス200円の1,310円という形で改正案を作成しています。併せて年次有給休暇に関する第16条の規定の一部見直しをします。具体的には翌年度へ繰り越せる日数の部分です。こちらを20日を限度とする規定から、労働基準法と同じように付与日から2年以内に限り繰り越すことができるという形で改正を行います。この改正については現在本会が労働契約を締結している非常勤職員2名おりますが、10月1日からこの新しい規則に基づいて労働契約を結び直して施行させていただきたいと考えています。また、年次有給休暇は半日単位で取得から1時間単位で取得できる、これは他の職員の規程と合わせた改定とさせていただきます。以上、休暇の関係と賃金の関係についてお諮りします。

（石田進議長）

それでは事務局からの説明が終了しましたので、質疑に入ります。何か質問等がありましたらお願いします。質疑はないようですので、お諮りします。議案第2号は原案の通り決議することにご異議ございませんか。

審議に入り質疑はなく、議案第2号は議長を除く賛成13名、反対0名で原案の通り議決した。

（石田進議長）

それでは本日予定されました議案の審議はこれで終了いたしますが、その他何かございましたら折角の機会ですのでよろしくお願いします。

以上をもって、令和6年度第3回社会福祉法人神栖市社会福祉協議会理事会は終了となる。